

情報社会学の基礎概念と社会システム論  
Basic Concepts of Infosociomics and Social System Theory

山内康英/Yasuhide YAMANOUCHI  
多摩大学情報社会学研究所 教授

[Abstract]

The infosociomics studies define the current social situation in the world as “information society” and positions itself as an academic field for investigating the information society itself. In this paper I reconsidered the basic concepts in infosociomics by relating them to the recent analytic philosophy for social ontology, that is, “philosophy of society.” Specifically, based on John Searle’s social ontology, I redefined “agents” and “institutions” as institutional facts with functional status and deontic power. Then, using these definitions, I introduced the interactions among agents, social entities, institutional facts, and socially fallouts. Searle’s analytical framework links the existence of subjective social facts with objective human perceptions. Therefore, the concepts of social system theory are required additionally to introduce the social interactions, internal dynamics, and “movements” to analyze the social changes of “informatization.” I concluded that the basic concepts of infosociomics are, if used carefully, sufficiently realistic and consistent as the research method in the social sciences.

[キーワード]

情報社会学、社会システム論、ジョン・サール、社会的存在論、義務論的権力、自然主義

1. 本稿の主題：情報社会学の基礎概念の検討の必要性和先行研究

情報社会学は、社会科学の研究領域として、ユニークな問題関心を掲げている。それは情報社会学が、現在の全般的な社会変化を「情報化」と定義し、「情報社会」を総体的に調査・研究する学問領域として自らを位置付けているからである。一般に、研究手法や基礎概念の検討は、その学問領域の自己理解や、他の研究領域との相互理解に資するものと考えられる。したがって、情報社会学の研究手法や基礎概念を、情報社会学自身の研究対象として位置付け、その検討を続けることが望ましい、ということになる。<sup>1</sup>

情報社会学に関連した基礎概念の検討として、公文俊平の社会システム論や、吉田民人の科学革命論がある。<sup>2</sup> このような先行研究に対して、本稿では、情報社会学を言語論的な分析哲学と関係付けることによって、社会と人間に関する存在論と認識論、つまり「社会の哲学」の観点から、情報社会学の基礎概念を再度検討したい。

具体的には、まず、(i) ジョン・R・サールの社会的存在論 (social ontology) に基づいて、行為主体 (agent) や制度 (institution) といった、情報社会学の分析概念を、言語論的な分析哲学および自然主義的な社会的事実 (social facts) として基礎付ける。<sup>3</sup> 次に、これを用いて、(ii) 行為主体と制度的事実 (institutional facts) およびシステムの派生事実 (systematic fallout) の相互作用について検討する。

サールの関心は、社会的事象の存在と人間の認識を、言語論的な分析哲学を用いて結び付けることにある。これに加えて情報社会学では、社会的な相互作用や、社会変化を取り扱う必要がある。このために情報社会学の研究では、システム論的な追加概念が不可欠になる。本論文の結論に拠れば、本稿で定義する情報社会学の基礎的な概念は、社会的な実在論 (realism) もしくは現実主義 (realist) に属するものであって、社会科学の研究手法として十分に整合的である。<sup>4</sup>

### 社会実在論と歴史主義

情報社会を、グローバルな近代化の特定の段階もしくは局面として考え、これを総体的に調査・研究する、という情報社会学の自己規定から直接導かれるものとして、情報社会学の研究手法には、次の2つの特徴がある。<sup>5</sup> つまり、(1) 社会的な出来事を通時的に、つまり歴史的にとらえる、また、(2) 情報化という社会変容を、継続的な運動 (movement) として動学的に考える、ということである。<sup>6</sup> 具体的には、次のような基礎概念と分析枠組み、すなわち、(ア) グローバリゼーションとしての近代化と情報化、(イ) 主権/国民国家と国際社会、(ウ) 産業企業と世界市場、(エ) NPO/NGO とインターネットといった、何らかの社会的実体 (entity) としての行為主体と、その相互作用からなる全体性を表す概念を、個人の主観の側にあるとともに、社会に客観的に実在するものとして考え、また部分と全体の相互作用の総体を「システム/環境」の開放系としてとらえている。<sup>7</sup> このように情報社会学は、社会実在論の立場を取るとともに、社会システム論という研究手法を用いている。

E. デュルケームに遡る分析手法としての社会実在論は、いわゆる個人還元論に対立する社会科学の説明図式である。現在の社会科学全般のなかで、個人還元論に比べて、社会実在論は、どちらかといえばマイナーな立場である。また情報社会学では、近代化の段階的な推移を、歴史主義的 (historicism) な研究手法を用いて分析している。しかし歴史主義については、観念や精神の実在性や、存在と観念の弁証法的な運動を世界史解釈の根底に据えたヘーゲル主義との関係から、批判的な見解が根強い。<sup>8</sup> このように情報社会学では、社会実在論および歴史主義という立場をとるために、研究手法や基礎概念についての継続的な検討が望ましい、ということになる。<sup>9</sup>

### ハッキングの「歴史的存在論」との対比

社会実在論と歴史主義に立脚した優れた研究として、I. ハッキングを挙げることができる。科学哲学の研究領域で、ハッキングは歴史主義的な分析の重要性を擁護しつつ、歴史主義を次のように定義している。

『歴史主義とは、社会的文化的な現象は歴史的に決定されており、歴史上のそれぞれの時代は、他の時期に直接当てはめることのできないような、それ固有の価値を持っているという理論である。哲学においてこの理論が含意するのは、いわゆる哲学的な問題というのは、時間や場所を越えた普遍的なものではなく、ある特定の文化的環境の中で位置づけられ、重要性を持ち、定義づけられるものだということである。』<sup>10</sup>

ハッキングは、確率論や自然科学研究に関する自らの研究を、「歴史的存在論 (historical ontology)」、つまり歴史主義と社会実在論を組み合わせたものと規定し、先行する研究者として、M. フーコーを挙

げている。<sup>11</sup> ハッキングは、心理学の「トラウマ」や、社会福祉学の「児童虐待 (child abuse)」といった、社会的概念の通時的な出現、展開、定着のプロセスを研究対象に選び、当初の研究者による概念の提起が、社会的な運動となって人々を巻き込み、社会的事実となって、思いがけない発展を遂げていく様子を、科学哲学の視点から分析している。ハッキングの主張によれば、このような社会的概念の通時的な運動のなかに、フーコーの「知識／権力／倫理」という、三幅対の共通図式を読み取ることができる。

ハッキングの歴史的な存在論から、情報社会学の問題関心を見れば、「情報社会」には、これに先立つ「産業社会」<sup>12</sup>には直接当てはめることのできない、それ固有の価値、社会的概念、問題状況が存在する、ということになる。また、情報社会に固有の価値、社会的諸概念、問題状況は、歴史の一回性の原理から、通時的に普遍的なものではないので、個人還元論的な分析手法では、その生成のプロセスを上手くとらえることができない。

### 人工知能と自然主義

情報社会学のもう一つの基礎概念として、自然主義 (naturalism) がある。自然主義とは、社会科学の基礎付けとしての哲学と自然科学が還元論的ではなく連続的であることを主張する立場である。<sup>13</sup> 自然主義は、脳神経諸科学と人工知能研究の急速な発展から導かれた科学哲学の新しい領域である。<sup>14</sup> 情報社会では、社会科学の研究領域と、コンピュータ・ネットワークや人工知能など、科学技術の研究領域が連続している。このため本稿では、情報社会学が自然主義の立場を取るものとした。<sup>15</sup>

## 2. サールの社会科学の存在論的基礎付けと『社会的世界の制作』

サールは、1930年代に始まった言語哲学の系譜を引く分析哲学の第一人者で、90年代以降に発展した「心の哲学 (philosophy of mind)」の創始者の一人としても名高い。<sup>16</sup> サールは、ジョン・L・オースティンが提起した遂行的発話 (performative utterance) の概念を、連続的に発展させて、2010年に『社会的世界の制作』を公表した。<sup>17</sup>

『社会的世界の制作』の基本的なコンセプトは、すべての人間の制度的現実 (institutional facts) が、遂行的発話もしくは宣言 (Declaration) と同じ論理形式を有する発話行為 (speech act) によって創出される、という点にある。<sup>18</sup> サールは、この分析手法を、「社会科学の存在論的基礎付け (ontological foundation of social sciences)」と名付けた。サールは、この研究が、今の時代だからできる「社会の哲学 (philosophy of society)」だ、と主張している。<sup>19</sup>

サールの分析枠組みによれば、『いかなる人間的・社会的制度も、無限回の適用を許す一個の論理的・言語的操作によって創出され存続』している。<sup>20</sup> この操作とは、言語と個人の集合的志向性 (collective intentionality) に拠って、社会的・制度的現実を創出する装置としての、宣言的な発話行為に他ならない。

そればかりではない。物理学や化学をはじめとする基礎科学が記述する世界像と、われわれが人間について持つ社会科学や哲学の知識が連続的であることを、分析の基礎的要件 (basic requirement) とする点で、サールは自然主義をとっている。意識や志向性といった心的現象は、脳神経生物学的なプロセスと、生物進化の結果として生まれた基礎的事実 (basic fact) である。組織化した社会で見られる集

合的な心的現象や、政府や株式会社といった社会的制度を、個々人の認識に依拠しながら導出する際には、個々人の心的現象が、ここでいう基礎的事実に抵触しないように、議論のステップ毎に注意しなければならない。ここから導かれる立論として、世界を二つ、あるいは三つと複数個用意して、それぞれを現実世界と観念世界に対応させるといった分析枠組みは許されない、ということになる。<sup>21</sup>

以上のように、①社会的事実のカテゴリカルな存在論的基準を用いた社会実在論の定式化、②論理的・言語的な操作が、あるタイミングで制度的事実を創出し、それが存続している、という歴史主義的な制度の根拠付け、さらには、③自然主義的な基礎要件、という3点について、『社会的世界の制作』は、情報社会学の分析手法や基礎概念と密接に結び付いている。それでは、「心の哲学」と「制度の社会的存在論」は、どのようにして架橋されるのだろうか。

### 主観と客観：再考

サールの言う社会科学の存在論的基礎付けは、つぎのような現象、すなわち、存在論的に主観的な現実についての、認識論的に客観的な陳述が、社会に幅広く存在する<sup>22</sup>、という事実を出発点にしている。<sup>23</sup> このような、社会的存在論の基礎付けを示す集合的な行為を示すためには、世界内の事物に関する存在論、人間の知識に関する認識論、および、これに係わる人間集団の主観と客観の交叉をあらわす事例が好適である。<sup>24</sup> そこでまず組織論でいう「OODA ループ」、すなわち「Observation → Orientation → Decision → Action」の図式を取り上げたい。<sup>25</sup> 具体的な事例として、航行中の艦艇が進路上に別の船舶を発見した、という状況を考える。この発見は、艦艇の見張員の存在論的な主観的現実として登場し（Observation）、その報告は、艦橋およびCIC（戦闘指揮所）に伝達される。哨戒長、航海長、機関長といった各職掌の責任者は、それぞれの立場から必要な分析を加えて、その結果を存在論的に客観的な陳述として共有する。（Orientation）これを受けた決定責任者である艦長は、自らの認識論的な主観に基づいて、対応方針を決定する。（Decision）この決定を受けた各職掌の責任者は、針路を転じる、もしくは救難活動を行う、などの対応方針を実施する（Action）が、これは認識論的な客観性に基づいている。艦艇の任務運用の要諦とは、このように認識論と存在論、主観性と客観性の4つの組み合わせからなるループを、正確に素早く回すことによって、存在論的主観性と認識論的客観性を合致させることである。

### 集合的志向性による協同行為

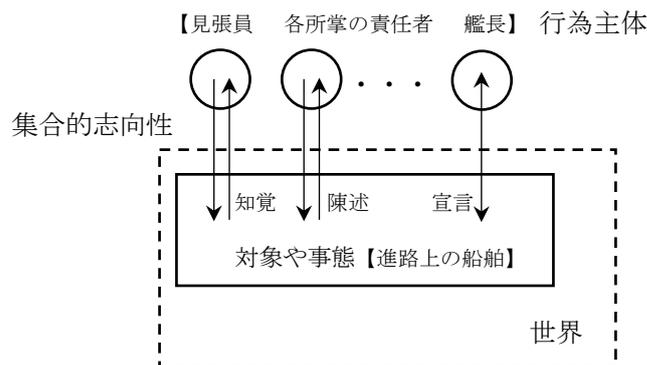
言語論による存在論的基礎付けにとって、第1の鍵となる概念は集合的志向性である。艦艇航行の例を用いれば、見張員の社会的行為は、知覚（perception）、陳述（statement）および意図（intention）という類型（type）をもち、発見した艦船の船種、方位、距離、動静という命題を内容とする、集合的志向性および集団内の発話行為になっている。サールの図式に従って、人間の認識を上、世界を下に取れば、知覚や陳述という認識および発話に関する志向性の類型は、「心から世界（mind-to-world）」および「言葉から世界（word-to-world）」に向けた下向き（↓）の適合方向（↓）と、逆方向の自己言及的充足性（↑）を持つ。また、意図という認識の志向性の類型は、「世界から心へ（world-to-mind）」に向けた思考および発話の適合方向（↑）と、逆方向の自己言及的充足性（↓）を持っている。この両方向の矢印、つまり適合性の方向（direction of fit）と因果性の方向（direction of causation）によって、見張員の認識と世界内の存在は、一対一に関係付けられるのである。<sup>26</sup>

艦内の各職掌の責任者および艦長は、統合的な指揮統制システム<sup>27</sup>の映像や音声を用いて、見張員が指向した対象を知覚している。つまり彼らは、共通の対象や事象＝客体を指向する認識、すなわち集合的志向性を個人ごとに持ちながら、艦艇の運用という協同行為（cooperation）を継続している。ここでは、「我々は信じている」といった集合的志向性（we-intentionality）を、複数人の「私は信じている」という個々の志向性（singular I-intentionality）に相互信念を加えたものに還元することはできない、という点が重要である。<sup>28</sup> 実際には、言語には単数主語と複数主語の区別を定める統語論的な規則があるので、その必要はない、ということになる。サールは、志向性のなかの意図（intention）に注目し、これを先行意図（prior-intention）と行為内意図（intention-in-action）に区別する。<sup>29</sup> 艦艇運用のような集合的志向性を持つ集団は、相互に視認できる協同行為のなかで、統制の取れた行為内意図を継続するために、メンバーの義務論的な行為の遵守について、疑念を持つ必要がない。

言語論による存在論的基礎付けにとって、ここで第2の鍵となるのは、見張員、各職掌の責任者および艦長の発話行為が、行為者のコミットメントを持ち、これが承認および受容された場合には、その発話行為が、それぞれの地位機能（status functions）と、これに伴う義務論的権力（deontic powers）を持つ、ということである。制度的事実を創出する、最も一般的な形式は、「われわれは宣言によって地位機能Yが存在するという事態を生み出す（We make it the case by Declaration that the status function Y exists.）」、つまり「XはCにおいてYとみなされる（“X counts as Y in C.”）」型の定立的宣言（standing Declaration）である。<sup>30</sup> このとき「Cにおいて」とは、Cという社会的な文脈（social context）において、という意味になる。宣言という発話行為の類型には、社会的な文脈にともなう義務論的権力が生ずる。人間の言語の利用という、本質的に社会的な能力には、このような機能が自然主義的に伴う、というのがサールの前提である。<sup>31</sup>

存在論と認識論を結び付けるすべての哲学は、原理的に何らかの方法で、「世界と心」の対応原理に応える必要がある。言語論による存在論的基礎付けによれば、人間の集合的志向性には、地位機能と義務的権力によって、存在を共通の社会的な文脈に位置付ける言語的な働きがある、ということになる。存在と認識の対応関係についての、哲学史に位置付ければ、これは自然主義に拠って、人間の脳と言語機能に問題解決を分担させる解決策だ、ということになるであろう。このような問題関心は、人工知能に外部世界を認識させようとする、最近の研究動向に結び付いている。

言語論による存在論的基礎付けにとって、第3の鍵となるのは、艦長の決意（decision）に伴う、宣言という志向性および発話行為の持つ、遂行的な特殊性である。宣言という集合的志向性および発話行為の類型——そして発話行為の5つの類型のなかで、宣言型という類型のみ<sup>32</sup>——は、発話行為と世界を同時に両方向に結ぶ矢印（↕）を持ち、この宣言によって定立的な命令（standing command）および艦艇の新たな運動という社会的事実を創出する。この宣言は、艦長という特別の地位にある個人の発話行為として、自動的に「承認または受容（recognition and acceptance）」<sup>33</sup>される。この命令と艦艇の運動は、時刻と内容がただちに記録されるとともに、通信文という表象（representation）の組み合わせとして、艦隊や基地にいる指揮集団の各員の集合的志向性の一部および客観的な事実となる。サールの言う社会科学の存在論的基礎付けは、このようにして、認識論的な客観と主観的な存在の同一性が、自然主義的な基礎的事実と整合的に説明できる、と主張するのである。宣言によって認識論的客観となった集合的志向性の対象や事態を図示すれば、「図1」のようになる。



【図1：集合的志向性による制度的事実の創出】

### 社会の制度的事実の創出

いかなる人間的・社会的制度も、無限回の適用を許す単一の論理的・言語的操作、つまり「図1」の集合的志向性における宣言もしくはこれと同等の遂行的発話によって、創出され存続している、という社会的存在論の主張を検証するために、次の事例を示したい。パケット交換のインターネットが、回線交換の公衆電話回線網を代替する能力を持つ、あるいは実際に代替しつつある、という社会的事実の存在に関する志向性としての信念 (belief) は、1990年代初頭には、社会的少数の主観的なものであった。<sup>34</sup> この事例では、艦長命令のような協同行為に関する統制は取れていないが、論理的・言語的な操作は同一である。

信念は、「心から世界」に対する適合方向 (↓) を持つが、逆方向の充足条件 (↑) を持たない志向性の類型で、陳述や宣言という志向性に比べて自由度が高い。これを電気通信事業者の経営戦略や国の公益産業の政策変更として具体化するためには、この存在論的に主観的な認識を、経営層や政策決定者の集合的志向性のなかに、認識論的で客観的な事実として結び付けなければならない。

現在、パケット交換技術は、回線交換技術を最終的に代替しつつある。<sup>35</sup> この社会現象を、次の3点のように記述することができる。①1990年代から現在に至るまで、ある社会集団にとって、2つの技術の交代、すなわちインターネットの普及という存在論的に主観的で、認識論的に客観的な社会的事実があった。②この社会的事実に関連する「社会的課題 (issues)」<sup>36</sup>に関係した多くの人々——電気通信事業者や通信機器メーカーの経営者層、国の電気通信事業に係わる立法・行政、自治体の地域情報化政策の担当者を含む——が、この社会的課題に属する何らかの対象や事態について、個人の単一志向性および集合的志向性を持つようになり、またその類型を、信念から知覚や (一歩進んで) 宣言に変更した。知覚は、「心から世界」(↓)の適合方向と対になる「世界から心」(↑)の因果的自己言及性を持つ志向性で、知覚のコミットメントは、承認または受容に繋がる。③この社会的課題に属する何らかの客体に対する知覚という類型を、個人の単一志向性および集合的志向性として持つ集団の人数が、この問題領域に関心を持つ全体に占める割合は、時間とともに推移し、現在、その上限に達しつつある。また現在、総務省は電気通信審議会の諮問を通じて、この交換技術の最終的な転換を制度的事実として宣言しようとしている。<sup>37</sup> 以上のように、電気通信の交換方式の転換に関する社会の制度的事実の創出を、「図1」と同じ集合的指向性の論理的・言語的操作として示すことができる。

サールの社会科学の存在論的基礎付けは、存在と認識の対応関係における命題の同一性を、外部に実存する物象化した共同主観的観念や間主観的な相互信念の追加を用いることなく、人間の言語論的な仕組みとして説明するものである。この言語論的な仕組みは、脳神経諸科学の認知構造と同一であるために、自然主義的な立場になっている。サールは、これによって制度的存在を定義し、制度的存在は社会的現実=social reality である、と主張している。

### 3. 情報社会学の存在論的基礎付けと社会システム論

以上のように、サールの存在論的基礎付けに基づいて、(1) 艦長命令、(2) 電気通信の交換方式の転換、といった幅広い社会的行為を記述・分析することができる。ただし、この分析のもたらす制度の分類規定は、一般的な通念とは異なっている。実際に、この存在論的基礎付けの定義によれば、(1) 艦長命令は社会的制度であるが、(2) 交換方式の転換は社会的制度ではなかった。<sup>38</sup> サールは(2)を、ミクロな制度的事実によって構成される「システムの派生事実(systematic fallout)」と名付けた。<sup>39</sup> (1)には、明らかな義務論が伴うが、(2)の派生事実には、制度的な義務論が伴わず、したがって、それ自体では、新たな権力関係の創出を導かない。

システムの派生事実について、サールは次の例を用いている。商品の交換という ground-floor (1階)のミクロ経済学的な制度的事実は、市場経済に経済変動や金融恐慌というシステムの派生事実を生み出す。この派生事実は、今度はマクロ経済学の分析対象となる。このように、サールの存在論的な説明図式には、すでに社会システム論的な追加概念が必要になっている、というのが本稿の主張である。<sup>40</sup>

#### 義務論的権力による社会的事実の区分

言語論的な存在論的基礎付けの分類に拠れば、社会的現象が制度的事実であるかどうかは、それが義務論的権力を持つか否かによって判断される。<sup>41</sup> 制度的事実の創出に伴う発話行為も、個人の高度な合理性に基づいているが、その合理性は、目的論的な願望と結び付いた志向性の諸類型が持つ合理性とは異なっている。すなわち、義務、権利、責務は、願望独立的(desire-independent)である点で、願望に基づく合理性とは、合理性の基準が異なっている、と考えるのである。<sup>42</sup>

それでは、義務論的権力に伴う合理性とは、目的論的な合理性と、どのように異なるのだろうか。義務論的権力を生み出す志向性もしくは志向性の組み合わせに対して、人間は、願望独立的な行為理由を、発話行為に先立って創出して行為する。その理由は、義務論的権力を生み出す志向性もしくは志向性の組み合わせに関する発話行為は、義務の受容を承認するにあたって、既存の信念に対する内省や、願望に係わる発話行為の内容についての修正を事前に済ませている、と考えられるからである。<sup>43</sup> これは言語の持つ時間的、空間的な抽象能力や、想像(imagination)という志向性の類型<sup>44</sup>が可能にするところであって、これが人間と人間以外の動物の違いを作り出している。この理由から、義務論的権力は、言語的事象と言語外的(extra-linguistic)事象の区別を問わず、何らかの承認と受容を得ていることになる。

もちろん義務論的権力を伴う社会的な発話行為の遵守は、最終的に司法、警察、軍といった外生的な

権力によって担保されている。しかしサールに言わせれば、警察や軍といった実効的な権力組織自体、義務論的権力が創出し、維持している社会的実体にはほかならない。発話行為を行う行為主体が、集合的志向性の「世界と言葉」の対応関係のなかで、自らの意志に基づいて決意する、という点から、サールの社会的存在論は、自然主義に立脚しながら、人間の自由意思を許容するものになっている。<sup>45</sup> そればかりではない。ここでいう権力 (power) は、決意という行為主体の発話行為の帰結だ、という意味で、内生的な権力になっているのである。<sup>46</sup>

### 社会的実体としての株式会社

株式会社やNPO/NGOは、その設立の根拠として、会社法およびNPO法に基づいて設立される。このような法律は、地位機能を作り出す宣言を作り出すための一般的な宣言、という複合的な仕組みになっている。その理由は、それぞれの会社が持つ地位機能だけではなく、その機能を担う実体、『すなわち会社の存在をも——それがいわゆる「擬制的」実体だとしても——宣言に含める必要があるからである。』<sup>47</sup> これによって株式会社という強固な実体 (entity) が、何も無いところから創出されるのである。<sup>48</sup> しかしここでも、制度的現実が、宣言と同一の論理形式を用いた言語表象の組み合わせによって創出・維持される、という制度生成の単一原理は維持されている。株式会社が創出された、と言うことは、社長、取締役、株主などの役職を包含し、事業を実施する一個の社会的な実体が創出された、ということになる。株式会社もしくは産業企業やNPO/NGOは、二重化された宣言の内側の宣言に基づく実体の創出にともなって生じる地位機能と、これに伴う義務論的権力を持ち、したがって制度的存在である。株式会社の役職にある個人の組織内の決意としての宣言は、企業組織の構成員に対して義務論的権力を持つ。したがって、このような組織的な決定も制度的事実である。

### 制度的構造の分類と政府

このような制度的構造の分類によれば、『政府は特別である。組織化の進んだ社会では、ある意味で政府こそは究極の構造なのである。(中略) 実際、過去数世紀間に生じた文化的発展のうち、最も驚くべきものを一つ挙げるとすれば、国民国家 (nation state) が成立し、それが社会の中で集合的忠誠の究極的焦点として働くようになったこと』<sup>49</sup>である。国民国家が、社会的現実であるのは、憲法による宣言 (constitutional declaration) が、国民国家を創出し、それが特別の地位機能と義務論的権力を持つからである。<sup>50</sup>

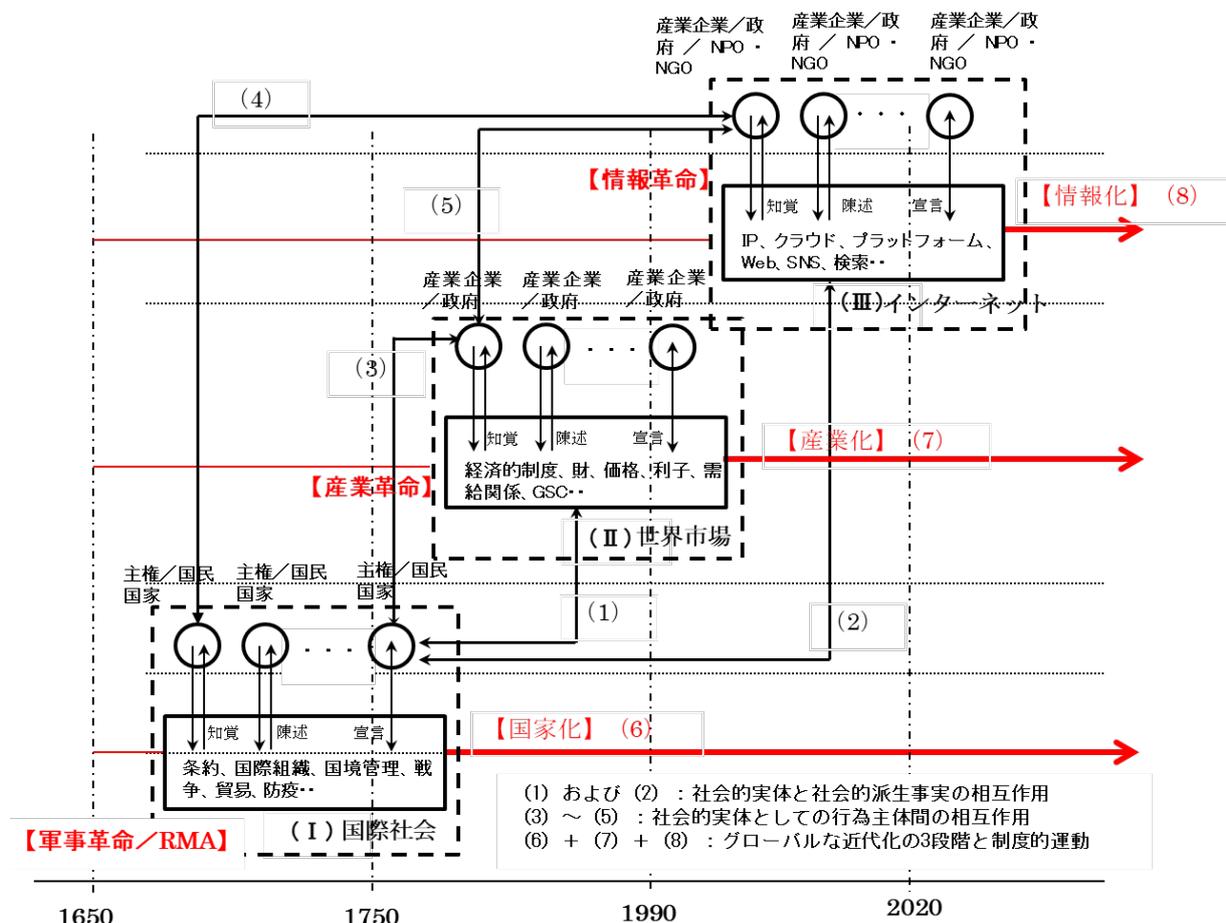
政府、産業企業、NPO/NGOが制度的事実であるのに対して、国際社会、世界市場、インターネットは、制度的事実ではない。サールは、これを「制度を含むもののそれ自体は制度ではない人間の一般的な活動」として位置付けている。<sup>51</sup> 国際社会、世界市場、インターネットは、社会的制度の束と、個人、企業、家計<sup>52</sup>、政府などといった社会的実体の経済行為が作り出す、複雑な関係性と相互依存の社会的派生事実である。<sup>53</sup>

ここで言う社会的制度の例として、電気通信事業法を挙げれば、この法律は電気通信事業者の集合的志向性の共通の対象=客体となっている。<sup>54</sup> したがって政府が、電気通信事業法という社会的制度をコントロールすれば、この制度的事実が持つ義務論的権力を通じて、市場における電気通信事業者の行動を変化させることができる。このようにして、国家は市場に介入し、市場の財の需給関係や、価格の均衡点を調整するのである。インターネットについても、ICANNやIETFが、機能的地位と義務論

的権力に基づいて創出する技術的、社会的制度と、インターネットを構成する基本的な単位としての自律システム (AS: Autonomous System) を構成する ISP (Internet Service Provider) との関係について、これと同様の関係を想定することができる。<sup>55</sup>

制度とその歴史的重畳および相互作用

歴史研究者の特定に拠れば、主権/国民国家は17世紀のオランダに、また産業企業は18世紀の英国に、それぞれの起源を持っている。<sup>56</sup> インターネットのサービス・プロバイダーは、20世紀の米国に原型を持つ。このような社会的実体は、宣言によって制度的に創出されたものであり、その宣言を実施した制度的存在、その宣言によって創り出された社会的実体、およびその社会的派生事実は、現在も存続・発展している。したがって、次の明瞭な社会的事象は、言語論的な社会的存在論によって裏付けられることになる。つまり主権/国民国家、産業企業、NPO/NGO とその社会的派生事実である国際社会、世界市場、およびインターネットという個人、社会的実体、社会的派生事実の総体、およびその相互作用は、次第に組織化、複雑化しながら、ある種の社会的現実=social reality として実在する。<sup>57</sup> また、主権/国民国家、産業企業、NPO/NGO と、その社会的派生事実である国際社会、世界市場、およびインターネットという個人、社会的実体、社会的派生事実が、時間経過に伴う制度的累積だとすれば、それらは制度的に重なり合っている、つまり重畳している、ということになる。



【図2：3層の社会システムとシステム層間の相互作用】

情報社会学では、16世紀以降の世界システムにおいて、グローバルな近代化と、その段階的かつ継続的な運動が生じた理由に着目する。具体的には、軍事革命を契機とする国際社会における主権／国民国家の拡大、産業革命を契機とする世界市場の拡張、情報革命を契機とするコンピュータ・ネットワークの拡充である。そこには、社会的実体の連鎖的な相互関係を成立させる、一種の共通のプロトコルが存在している。具体的には、国際社会には外交プロトコル、世界市場には商業プロトコル、インターネットには通信プロトコルが存在し、このプロトコルを承認および受容する社会的実体、つまり主権／国民国家、産業企業、インターネットの利用者に、一種のユニバーサル・サービスを提供している。ここで言うユニバーサル・サービスとは、一般の公益産業（utility industries）に求められる提供義務の類比概念であって、①非-排除性、②同一資格と内容、③利用可能な対価の水準、の3要件によって定められている。<sup>58</sup> 三層構造からなるグローバルな近代化が拡大するのは、このためである。この関係を「図2」に示した。

現在の情報社会が、以上のような総体によって構成されるものだとすれば、その歴史的特徴は、現時点に固有のものであって、それ以前の歴史的な社会状況とは異なっている。以上は、主として集合的志向性という、自然主義的な言語論的操作から導き出されるものであって、たとえば共同主観による社会的構成といった、観念論的な、もしくは弁証法的な説明原理を用いる必要はない。

言語論的な社会的実在論は、宣言的な制度的事実に基づいている。これは、歴史的な行為主体による制度創出と、特定の歴史的時間を結び付けることになり、時間経過に伴う制度的累積は、累積的な社会的実体の相互作用と趨勢的な社会変容をもたらすことになる。これは自然に、あるいは自然主義的に、社会の「制度的な運動（institutional movement）」の概念に結び付く。<sup>59</sup>

サールの分析枠組みは、社会的実在の存在と人間の認識を結び付けるものである。これに対して、社会的相互作用や社会変容の動学については、環境との相互作用としての自己言及的な社会システム論のモデルといった、追加的な概念枠組みが必要になる。ここで言うシステム論的なモデルは、分析者の側が持つ、相互に関係性のある対象や実態の集まりを指す志向性——信念、想像と言った類型に属する<sup>60</sup>——であって、制度的事実や社会的派生事実ではない。<sup>61</sup>

これについて電気通信の交換方式の転換を事例にすれば、次のようになる。ここで、交換方式の転換には、以下の3つの仮定が成り立つとする。①情報通信審議会の答申や電気通信事業法といった社会的諸課題を、集合的志向性の客体として捉える個人や企業などの社会的実体が、回線交換およびパケット交換という、2つの電気通信の交換方式の利用状況を、時々刻々と表象し、また同時に、その集計結果を客観的データとして、集合的志向性の対象としているものとする。②交換方式の切り替えには、切り替えの済んだ側の利用者の数が影響する。また交換方式には、ネットワーク外部性を想定する。<sup>62</sup> さらに利用者の交換方式の切り替えは、非線形的な社会現象である。③利用者の総数は、人口を上限とする。以上の想定に基づいた、パケット交換の利用者数を変数とする時間微分方程式は、時間変化としてロジスティック方程式のS字曲線を描出する。<sup>63</sup> ロジスティック曲線は、社会システム論の典型的なモデルである。

### 制度的運動の意義

本稿で言う制度的運動は、以下の二つの意味合いを持っている。その第1は、ここまで述べたよう

な、言語論的な社会的存在論に根拠を持つものとしての制度的運動の概念である。この概念規定が正しいとすれば、情報社会学の基礎概念として、社会的存在論と整合的に制度的運動を扱うことができる。情報化とは、このような制度的運動に他ならない。

第2点として、「社会的実体」と「社会的実体による派生事実」との、制度的事実を介した相互作用として生起する社会的諸事象が、実際に幅広く存在する、ということである。つまり、市場は、社会的制度の束と、個人、企業、家計、政府などの社会的実体の経済行為が作り出す、複雑な相互依存のシステムの・社会的派生事実なので、宣言的な地位機能を持つ政府が、税制、婚姻制度、省庁の設置基準法といった、社会的制度を変更すれば、それぞれの制度的事実が関係する社会的な実体の義務論的権力を通じて、市場の派生的結果を変化させることができる、ということになる。<sup>64</sup>

その理由は、政府が特定の趨勢を持つ制度的運動として、制度的事実を累積的に創出する、という行為を、実際取るからであり、自由主義的で多元的な代表制民主主義の社会では、利害集団と政党および行政府の政策連合を通じて、特定の制度的運動を創り出すような、政治過程が保証されているからである。<sup>65</sup> 国民国家は、社会の福祉厚生や公序良俗といった観点から、市場の全般的な活動を調整し、経済的、法律的、文化的に望ましくない市場の帰結をコントロールして、社会的に一定のバランスを取る役割を担っている。政府は、民主主義的な代表議会制度と、その政治過程を通じて策定する制度や予算を通じて、この役割を果たすのである。しかしそればかりではない。市場やインターネットを構成する数多くの産業企業やNPO/NGOは、このような累積的制度を前提とし、それぞれの目的追求を通じて、これらの社会的派生事実のなかに、以前とは異なる新たな均衡点を創り出す。この点から多元的な民主主義と資本主義市場経済は、内的に密接に結び付いている、ということになる。<sup>66</sup> 市場経済と民主主義からなる社会システム内の諸主体の活動、ならびに、その社会的諸関係の累積的で動的な過程に注目するマクロ経済学としてレギュレーション学派がある。レギュレーション学派の中心的な概念としての「調整」を、このような制度的事実を介した政府と市場の相互作用として捉えることができる。<sup>67</sup>

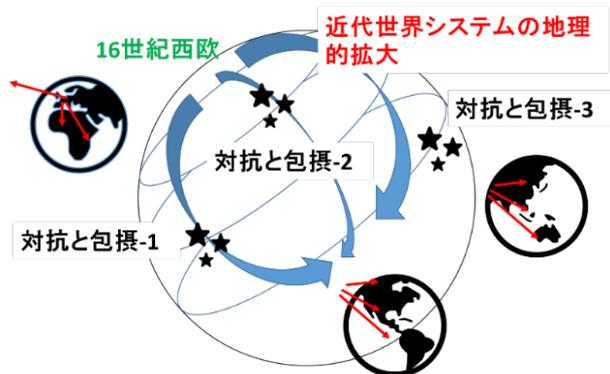
#### 4. まとめにかえて：今後の研究課題

本稿では、言語論的な社会的存在論に基づいて、社会的実体としての制度的事実と、それ以外の社会的諸現象のカテゴリ的な分類を検討した。この分類によって、国民国家、世界市場、インターネットおよび制度的運動などの、情報社会学の基礎概念を、あらためて定義することができる。

サールの言語論的な社会的存在論が、人間の存在論と認識論に集中しているために、情報社会学の基礎概念を包含するためには、制度的な運動という追加的な概念が必要になる。グローバルな近代化というシステム論的モデルは、17世紀の西欧に始まり、その後、グローバルに拡大した「システム/環境」の開放系を指している。このように「グローバル化する近代」を、制度的事実の束と社会的派生事実の束の重畳した複雑な社会的構成物による制度的な運動として解釈することができる。<sup>68</sup> それが開放系である理由は、第一に、近代化が前近代の社会を包摂しながら、時間的、空間的にグローバルに拡大して来たからであり、第二に、いったん近代化を達成した内部においても、再帰的近代や伝統の創出のように、近代化を繰り返し遂行するからである。<sup>69</sup> 近代化の空間的拡大の様子を「図3」に示した。

個人、主権/国民国家、産業企業と、その社会的派生事実である国際社会、世界市場、およびインタ

ーネットという、社会的実体と社会的派生事実の総体、およびその相互作用は、次第に組織化、複雑化しながら、言語論的な社会的存在論的な意味で、社会的現実＝social reality として実在し、また運動している。情報社会を、以上のような、制度的累積と重畳関係によって構成されるものだ、とすれば、その歴史的特徴は、現時点に固有のものであって、それ以前の社会状況とは異なっている、ということになる。



【図3：グローバリゼーションとしての近代化】

制度的運動を分析するためには、社会システム論のモデルの検討が不可欠になる。憲法制度が創出した国民国家が遂行する近代化が、政府の行財政、国民軍の創設、中央銀行と金融制度および主権通貨の発行、教育と科学技術制度および国家的なイノベーション体制、伝染病に対する防疫保健制度、福祉医療制度、国民保険制度、老人介護制度、といった制度的事実の束であることは間違いないにしても、国民国家による特定の宣言が、ただちに近代化を社会的な制度的現実にする、とは考えられない。国民国家が宣言すれば、近代化が社会的に実体化する、というのであれば、現在の世界状況が、このように多様で、かつ混乱している、ということの説明がつかないからである。<sup>70</sup> 近代化には、複数の、あるいは無数の径路 (path) および運動が、たとえば市場経済と計画経済、自由民主主義、社会民主主義、人民民主主義、共産主義、および、その組み合わせとして存在している。社会システム論は、このような社会変化の径路を理解するモデルになっている、ということができる。<sup>71</sup>

<sup>1</sup> 本稿で用いる「研究手法」という用語は、L. ローダンの提唱した「研究伝統」に近い。つまり特定の学問分野——この場合は情報社会学——が持つ、固有の理論の発展を可能にする、その学派のオーソドックスな研究方法の手続的なガイドラインを指している。ラリー・ローダン『科学は合理的に進歩する』村上陽一郎、井山弘幸訳、サイエンス社、1986年。

<sup>2</sup> 公文俊平『社会システム論』日本経済新聞社、1978年。吉田民人「情報社会の科学革命」公文俊平編著『情報社会学概論』NTT出版、2011年、第1章。情報社会学の問題意識については以下を参照。公文俊平「情報社会学への招待」公文俊平編著(2011)、序章。黒石晋は、L. ベルタランフィの一般システム論に基づいて、N. ルーマンとは異なる立場から、社会システムの類型論を提起している。黒石晋『欲望するシステム』ミネルヴァ書房、2009年。

<sup>3</sup> ジョン・R・サール『社会的世界の制作—人間文明の構造』三谷武司訳、勁草書房、2018年。

<sup>4</sup> Maurizio Ferraris, “Transcendental Realism,” *The Monist*, Vol. 98, No. 2, 2015. フェラーリスは、哲学研究の主流が、ポストモダン的な観念論から、現実主義もしくは実在論に移行しつつある、と主張している。Monist 誌は、この号を「新現実主義 (New Realism)」の特集とした。  
<https://academic.oup.com/monist/issue/98/2> 彼らの言う「新現実主義」については、以下を参照。マルクス・ガブリエル『なぜ世界は存在しないのか』清水一浩訳、講談社選書メチエ、2018年。トニー・ローソンは、サールとは異なる分析枠組みを用いて社会的存在論を構築している。Tony Lawson, *The Nature of Social Reality: Issues in Social Ontology*, Routledge, 2019. ローソンの基礎概念は、社会的定位 (social positioning) であって、サールの地位機能とは異なっているが、両者には一定の類似性が見られる。ローソンは、現在の主流派経済学を、数学的演繹主義者によるモデル構築として批判している。葛城政明「経済学方法論と社会存在論」『大阪大学経済学』、Vol.66, No.4, 2017年3月。ローソンは、ロイ・バスカーのケンブリッジ現実主義ワーキング・グループ (Cambridge Realist Working Group) に所属して、研究を継続してきた。Stephen Pratten, “Trust and the social positioning process,” *Cambridge Journal of Economics*, Volume 41, Issue 5, August 2017. 同誌は、この号をケンブリッジ社会的存在論の特集としている。<https://academic.oup.com/cje/issue/41/5>

<sup>5</sup> 情報社会学の最新の研究については、公文の以下の報告書を参照。この論考では、国家化、産業化、情報化という、3つの局面 (S字波) が、歴史的に継起する、つまり段階的に順を追って起こるのではなく、重畳 (convolution もしくは superimposition) つまり重なり合って、近代化の現在を構成する、との論点が明確にされている。公文俊平「プラットフォーム化の21世紀と新文明への兆し」『NIRA 研究報告書』総合研究開発機構、2015年。<http://www.nira.or.jp/pdf/1503report.pdf> 国家、市場、インターネットという、現在の主要な諸社会現象を、統合的に捉えるマクロ社会科学であるところに、情報社会学の分析手法の優れた点がある。近代化と国家化、産業化、情報化およびインターネットの関係については、以下を参照。公文俊平『文明の進化と情報化—IT革命の世界史的意味』NTT出版、2001年。および、公文俊平『情報文明論』NTT出版、1994年。

<sup>6</sup> ここでは、動学をJ・A・シュンペーター的に、つまりイノベーションによって市場の静学的な均衡が継続的に変化することと捉える。

<sup>7</sup> 「システム/環境」は、ルーマンの社会システム論の用語である。ルーマンは、社会システムの分析を、ベルタランフィの一般システム理論と関連付けている。ニクラス・ルーマン『社会システム』馬場靖雄訳、勁草書房、2020年、上巻、20頁。これが開放系である点については、「図3」の説明を参照。分析の対象が、システム論的に開放系であることは、ローソンの議論でも重要な役割を果たしている。

<sup>8</sup> ヘーゲルの弁証法および19世紀の弁証法の展開については、次の著書が詳しい。ロバート・ハイス『弁証法の本質と諸形態』加藤尚武訳、未来社、1970年。ハイスの定義によれば、弁証法には、次の3つの概念が登場し、これが相互に関連する。(i) 総体、(ii) 真理、(iii) 運動。弁証法によれば、真理とは、その運動のなかで自己を完成する実在としての総体である。なお、『弁証法の本質と諸形態』の翻訳者によれば、同書は廣松渉教授との共訳であった。これに対して、弁証法に対する強力な論駁が、K. ポパーからなされている。Karl Popper, “What is Dialectic ?,” *Mind*, Vol. XLIX, Issue 194, April 1940. この論文の翻訳は以下である。カール・ポパー「弁証法とは何か」『推論と反駁』藤本隆志、石垣壽郎、森博訳、法政大学出版局、1980年。19世紀後半における弁証法の変容については、以下も参照。カール・レーヴィット『ヘーゲルからニーチェへ—十九世紀思想における革命的断絶』三島憲一訳、岩波文庫、2015年。

<sup>9</sup> 主流派のミクロ経済学のように、分析手法が個人還元論的で、時間変化に対して普遍主義的であれば、自らの分析概念について、ことさらに検討する必要はない、ということになる。ここから次の重要な示唆を得ることができる。つまり、ミクロ経済学の分析方法、つまり個人的な効用の最大化原理は、どのような時間、空間の異なる社会状況に対しても適用できるが、この手法を用いて、歴史的に

変化し、複雑化する組織や社会構造の構成を導出することはできないのではないかと、ということである。Lawson (2019)も参照。

<sup>10</sup> イアン・ハッキング『知の歴史学』出口康夫、大西琢郎、渡辺一宏訳、岩波書店、2012年、3頁。

<sup>11</sup> ハッキングは、『もちろん、私のことを、現に存在しているもの（ならびに、存在するようになるもの）とそれについてのわれわれの理解との間の相互作用の解明に取りつかれた、弁証法の実存主義者と呼んでもらっても、同様に一向構わない』と述べている。ハッキング (2012)、126頁。彼は、自らの研究の方法論と有効性について、まったく自覚的である。この点からハッキングを、情報社会学に関連した先行研究として引用した。

<sup>12</sup> 村上泰亮『産業社会の病理』中央公論社、1975年。

<sup>13</sup> 自然主義は、人間の認識論や社会的な存在論といった社会科学の基礎付けとしての哲学を、最近の脳神経科学の研究と整合的に構成しようとする立場である。脳神経生物学は物理的、化学的な現象であるために、自然科学と哲学の関係は、還元論的ではなく連続的だ、ということになる。植原亮『実在論と知識の自然化』勁草書房、2013年。

<sup>14</sup> 中山康雄『科学哲学入門』勁草書房、2008年。

<sup>15</sup> これは、情報化が情報技術の革新的な変化に拠るものだからであり、情報社会学はすべからく文理融合的だ、ということになる。

<sup>16</sup> ジョン・サール『心の哲学』山本貴光、吉川浩満訳、朝日出版社、2006年。

<sup>17</sup> John R. Searle, *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*, Oxford University Press, 2010.

<sup>18</sup> オースティンの主張は、『この船をクイーン・エリザベスⅡ世号と命名する』という、遂行的発話もしくは宣言によって、制度が創出される、ということである。

<sup>19</sup> サール (2018)、5頁

<sup>20</sup> サール (2018)、97頁。世界内の存在は、無限の多様性を持つために、これに対応する制度的事実は、有限の操作を無限に適用して創出するものでなければならない。

<sup>21</sup> 世界を複数個用いた分析枠組みとして、ポパーの「世界3」を挙げることができる。ポパーの「世界3」は、書籍やコンピュータ・ネットワークといった人間の共通知識を、独立した社会的存在のレイヤーとして、説明概念に用いる。ただし、ポパーの「世界3」には、印刷物やデジタル・データという物理的な実体があるので、観念論的な存在ではない。カール・ポパー「認識主体なき認識論」『客観的知識』森博訳、木鐸社、1974年。

<sup>22</sup> サール (2018)、25頁。

<sup>23</sup> この点について、サールは次の事例を挙げている。『本研究は一個のパラドクスから出発している。このパラドクスは例えば次のように表現できる。本研究の対象である貨幣や民族国家はいずれも客観的な実体である。この紙片が二十ドル紙幣であること、それは単に私がそういう意見をもっているということではなく、あくまでも客観的な事実である。だが同時に、この種の制度的事実の存在は、ほかならぬ我々の主観的態度の賜物でもある。だとすると、同じものが客観的であると同時に主観的でもあることになってしまう。そんなことがいかにして可能なのか。』サール (2018)、24頁

<sup>24</sup> サールは、ピアノとバイオリンの二重奏を事例としている。

<sup>25</sup> 野中郁次郎『知的機動力の本質—アメリカ海兵隊の組織論的研究』中央公論新社、2017年。

<sup>26</sup> 「世界から心」(↑)である因果方向は、志向性に対する自己言及的因果性とも言う。サール (2018)、56~57頁。原理的に言って、存在論と認識論を結び付けるすべての哲学は、何らかの方法

で、「世界と心」もしくは存在と認識の対応原理に応える必要がある。たとえば、G. W. F. ヘーゲルは、存在と認識の対応原理の根拠として、絶対精神としての普遍的存在と、人間の理性の観念論的な同一性を置いていた。ヘーゲルの絶対的観念論と社会的存在論について、ガブリエルは手際よく説明している。ガブリエル (2018)、116～118 頁。絶対的観念論と近代的な認識論の変化については、以下を参照。山内康英「世界システムにおける近代人像の変化—情報社会学と社会思想」情報社会学会『情報社会学会誌』No. 1、Vol. 12、2017 年。<https://infosocio.sakura.ne.jp/wp/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/vol12no1.pdf>

<sup>27</sup> この指揮統制システムは C<sup>4</sup>I (Command, Control, Communication, Computer, and Intelligence) などと呼称されている。

<sup>28</sup> サール (2018)、76 頁。

<sup>29</sup> サールは、intentionality (志向性) と intention (意図) という区別の難しい用語を使う理由として、ドイツ語の意図は Absicht だ、という哲学史以外の理由はない、との説明を加えている。

<sup>30</sup> サール (2018)、17 頁。Searle (2010), p. 13.

<sup>31</sup> これも存在と認識の対応問題である。言語論による存在論的基礎付けによれば、人間の集散的志向性には、地位機能と義務的権力によって、存在を共通の社会的な文脈に位置付ける言語的な働きがある、ということになる。これによって、世界内の個別の事象が、社会的共通性によって横に連携されるのである。これは、たとえば存在と理性の同一性という、存在と認識の対応関係の一举解決方式に替えて、事象毎に個別に、対応関係とその連関性を言語的に構成する、という説明方法になっている。脳神経生物学は、未だニューロンやシナプスの結合として、このような現象を実証するに至っていない。自然主義の前提としては、このようなモデルと類似の検証が、将来的に行われるであろう、ということになる。『脳は膨大な数にのぼるそのシナプスの結合強度の配置を持続させることによって世界の一般的もしくは持続的特徴を表現する。周到に調整されたこの配置こそが、世界にどう対応するかを脳に指令しているのである。』ポール・M・チャーチランド『認知哲学—脳科学から心の哲学へ』信原幸弘、宮島昭二訳、産業図書、1997 年、6 頁。事象毎の対応関係や、言語的な連関性を、存在＝客体の側から認識に働き掛ける、という説明図式は、サールの社会的存在論が、實在論 (realism) であることを示している。

<sup>32</sup> サール (2018)、21～22 頁。発話行為の 5 つの類型とは、主張型 (Assertives : 陳述や主張)、指令型 (Directives : 命令や指示)、拘束型 (Commissives : 約束や誓約)、表出型 (Expressives : 謝罪や感謝)、宣言型 (Declarations : 宣戦や散会) である。

<sup>33</sup> サール (2018)、8 頁。

<sup>34</sup> インターネットは、電子メールや BBS といったテキスト・メッセージを主要なコンテンツとして登場した。インターネットは、テキスト・メッセージというローエンドのサービスを出発点とし、音楽ファイルや動画といったマルチメディアの分野にサービスを広げ、最終的には音声通話という、ハイエンドのサービスを代替するに至った。インターネットを利用して通話をする技術を、VoIP (Voice over Internet Protocol) と総称する。社会科学としてのプロトコル・アーキテクチャーについては、以下を参照。村井純「インターネット—情報社会のインフラストラクチャー」公文俊平編著 (2011)、第 6 章。ローエンドとハイエンドの技術区分は、クリステンセンの非連続的技術 (disruptive technology) の議論に拠る。クレイトン・クリステンセン『イノベーションのジレンマ 増補改訂版』玉田俊平太監修、伊豆原弓訳、翔泳社、2001 年。

<sup>35</sup> その具体的な予定期日は 2025 年 2 月頃となっている。

<sup>36</sup> 「社会的諸課題 (issues)」は、相互に関係のある客体 (objects) の集まりを指すために、本稿で導入した用語で、制度的事実や派生的事実ではない。社会的課題=issue は、政治課題や問題領域と言い換えることができる。

<sup>37</sup> 総務省情報通信審議会・電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員

会・基盤整備等の在り方検討WGの令和元年6月25日「基盤整備等の在り方検討WG（第1回）配布資料（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000629640.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000629640.pdf)）によれば、『山間僻地、離島等の地域においては、固定電話の提供に用いるメタル回線が老朽化した場合にはメタル回線による再敷設が行われることとなるが、再敷設が極めて不経済となる場合が想定される。将来にわたり、現在の提供地域において「電話の役務」を低廉に利用できる状況を持続的に確保するため、NTTからは無線技術の活用等、提供手段の効率化が提案されている』とあり、これが最終的な回線交換方式の停止になる。

<sup>38</sup> この場合の艦長命令は仮想的なものであるが、手続的に確立されている、という意味で実証的なものであることは確実である。

<sup>39</sup> サール（2018）、30頁および183頁。サールは、社会的存在論について、哲学者のコミュニティの反論や意見を取り入れながら、基礎的概念を継続的に変更・追加している。2010年の著書（邦訳は2018年）に登場したシステム的な派生事実は、1995年の次の著書に対する追加的な概念である。John R. Seale, *The Construction of Social Reality*, Free Press, 1995. なお、Kose Nakamura氏は、ジョン・サールの未邦訳著作・文献をHPで紹介している。<https://freespeechact.wordpress.com/>

<sup>40</sup> 本稿では、サールの「システム的な派生事実」と、本稿で提起する「社会システム論的なモデル」を区別する。後述のように、後者は制度的事実ではない。社会的存在論は、現在も発展中の体系であるため、用語の整理が今後の課題になっている。

<sup>41</sup> サールの説明図式では、次のような同値および包含関係が成立している。『制度的事実はすべて地位機能であり、地位機能はすべて制度的事実である。そして地位機能は義務論的権力を含意し、義務論的権力は必ず願望独立的な行為理由を提供する。』つまり、「制度的事実＝地位機能→義務論的権力→願望独立的な行為理由」である。サール（2018）、31～32頁。

<sup>42</sup> このサールの義務論的権力は、功利主義と義務論の対比という、近代倫理学では良く知られた議論を想起させる。たとえばI. カントの義務論によれば、『義務に適合した行為が、義務に基づいてなされたか、それとも利己的な意図に基づいてなされたかは、容易に区別される。』エマニュエル・カント『道徳形而上学の基礎づけ』宇都宮芳明訳、以文社、1998年、36頁。標準的な倫理学によれば、義務自体の価値に基づいて行動する、という規範は、帰結主義的もしくは目的論的、すなわち結果としての効用の最大化を行動の規範とする功利主義とは異なっている。想起（memory）は、認知の1種類をなす志向性であって、「心から世界」の因果方向（↓）と、逆向きの自己言及を持つ。サール（2018）、57頁、表「2-1：志向性」。なお、同翻訳書の2018年9月20日発行の第1版第1刷では、表「2-1」の知覚の適合方向が「↑」になっているが、これは誤植なので注意されたい。

<sup>43</sup> サール（2018）、200～201頁。この立論は、J. ロールズの正義論の「無知のベール」のバリエーションを想起させる。ジョン・ロールズ『正義論』川本隆史、福間聡、神島裕子訳、紀伊國屋書店、2010年。なお、警察官や自衛官の場合には、サービスの宣誓に命令の遵守が含まれている、ということになる。

<sup>44</sup> 想像という志向性は、「心から世界」および「世界から心」のいずれの結び付きも持たない。サール（2018）、59頁。

<sup>45</sup> カントの純粋理性批判によれば、ニュートン力学のような決定論的な物理世界と、人間が自由な意志を持つ、という二面性は、人間の理性によっては解決することのできない二律背反（アンチノミー）である。

<sup>46</sup> 内生的な権力は、フーコーの生権力（bio-power）を想起させる。サール（2018）は、1節をさいてフーコーのこの概念を評価している。

<sup>47</sup> 『我々は「Cにおいて地位機能Fを有する実体Yが存在する」という事態を、そう宣言することによって成立させる。』サール（2018）、157頁。以下では、このなかの「Cにおいて地位機能Fを有する実体Yが存在する」という宣言を内側の宣言と呼んだ。

48 ここでは有限責任会社 (limited liability company) の典型として株式会社を用いるが、サール (2018) が事例とする有限会社と同一である。

49 サール (2018)、252 頁。

50 この立論は社会契約説を想起させる。社会契約論に対するサールの批判は、契約を行う言語がある以上、すでに言語の地位機能によって、かなりの社会的な構造、つまり社会自体が成立している、ということである。サール (2018)、96 頁。

51 サールは、①制度的現実、②言語外的な制度的現実、および③社会的派生事実、の典型例をリストにしている。このなかで本稿の事例との共通項目は、法律、政府、軍、有限会社=株式会社もしくは産業企業、婚姻=家計である。サール (2018)、143~144 頁。

52 家計とは婚姻という遂行的行為としての宣言が創り出す制度的事実の経済側面である。

53 本稿では、システムの派生事実を社会的派生事実とも呼称する。社会的派生事実と社会的な事実は異なっている。既述のように、社会的派生事実は制度的存在ではない社会的で一般的な活動を指す。

54 これは「図 1」で、行為主体の「艦長」を「立法府」に、客体の「進路上の船舶」を「法律」に置き換えたものになる。

55 インターネットの AS とは、単一の定義されたルーティング・ポリシーを持つ、ネットワーク運用者が管理する一つ以上の IP プレフィックスのグループで、通常は大手の ISP が構成している。AS を構成する ISP は、電気通信事業法や、他国のこれに相当する法律に対しても指向性を向けている。

56 絶対王政のもとで成立した主権国家 (sovereign state) は、国民国家 (nation state) に移行した。ここでは両者を併せて主権/国民国家という表記を用いる。

57 ある種の、というのは、個人、社会的実体、社会的派生事実の、それぞれの社会的存在性に濃淡があるからである。

58 ここで言うプロトコルは制度的事実の束であって、個別の制度的事実が地位機能と義務論的権力を持つ。

59 システム的な派生事実が、ground-floor つまり第 1 階の制度的事実から派生する第 2 階だとすれば、制度論的な運動は、制度的存在と社会的派生事実が創り出す第 3 階の社会的派生-派生事実だ、ということができるかもしれない。

60 この 2 つの類型は、「世界から心」への自己言及的因果方向 (↑) を持たない。

61 サールは、集合的承認または受容を通じて、『一人ひとりの私志向性に相互的信念を加えたものに還元可能な集合的志向性』が存在する可能性について言及している。サール (2018)、89 頁。したがって、特定の社会科学のシステム論的概念が、たとえば主権通貨と同等の集合性承認または受容を得れば、制度的事実となる可能性がある、ということになるが、その可能性は低い。

62 ネットワーク外部性については、以下を参照。國領二郎「創発のプラットフォーム」公文俊平編著 (2011)、第 7 章。

63 サンダー・バイス『宇宙がわかる 17 の方程式』寺嶋英志訳、青土社。第 3 章「興亡の方程式」40 頁「図 3・1」のいちばん下の軌跡が S 字曲線になっている。なお、ここで言うロジスティック曲線としての S 字曲線は、公文 (1994) が提唱する S 字波とは異なっている。S 字波では、次世代の技術サービスに利用者が移行するために、利用者数の時間変化が最大到達数から減少し、中・長期的には前の世代の技術は減少・消滅する。通常は、公文の S 字波が、実際のデータと合致する。なお、サールが、制度論的な運動の概念に言及している訳ではない。『社会的世界の制作』は、社会的存在論と認識論に集中しているからである。本稿は言語論的な社会的存在論の応用研究となる。

<sup>64</sup> 本稿では、世界市場と各国の国内市場を連続的なものとして捉える。このパラグラフで言う市場は、主として国内市場を指している。

<sup>65</sup> サールは、地位機能と義務論的権力に対して持つ政党制度の重要性を強調している。サール(2018)、258頁。特定の政治課題は、政治過程を通じた制度的変更によって所期の、所期を越えた、あるいは所期とは異なる社会的な変化を創り出す。このため、当該政治課題の実現のために結成された政策連合は、継続的な政治的コミットメントを続けることになる。1960年代の日本の公害訴訟と米軍基地訴訟は、その好例である。

<sup>66</sup> アレックス・デミロヴィチ『民主主義と支配』仲正昌樹、中村隆一、古賀暹訳、お茶の水書房、2000年、3頁。実際には、これに加えて政府が、ケインズ主義的な経済政策に基づき、財政・金融政策を用いて、市場に望ましい均衡点を作り出そうとする。国際社会では、主権/国民国家が、国際レジームや国際組織を通じて、権力関係や経済関係のバランスを維持、構成している。

<sup>67</sup> ボワイエは、「調整 (régulation)」を、社会システム全体の再生産に寄与する多様なメカニズムの組み合わせとして、経済構造と社会的諸形態の状態を考慮して創出する制度の総体、と定義している。R. ボワイエ『レギュレーション—成長と危機の経済学』清水耕一編訳、ミネルヴァ書房、1992年、24頁。同書の「訳者解説」114頁も参照。

<sup>68</sup> ここでは、社会システム論的なモデルと、社会的派生事実が接近している。『「モダニティ」とは、およそ17世紀以降のヨーロッパに出現し、その後ほぼ世界中に影響が及んでいった社会生活や社会組織の様式のことをいう。』アンソニー・ギデンズ『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結』松尾精文、小幡正敏訳、而立書房、1993年、13頁。I. ウォーラーズテインは、近代および世界システム (world-system) の出発を、16世紀の西欧に置く。その当初の範囲は、ポーランドとハンガリーを含むが、ロシアとトルコを含まない。イマニュエル・ウォーラーズテイン『近代世界システム I—農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』川北稔訳、名古屋大学出版会、2013年。

<sup>69</sup> ウルリッヒ・ベック、アンソニー・ギデンズ、スコット・ラッシュ『再帰的近代化』松尾精文、小幡正敏、叶堂隆三訳、而立書房、1997年。

<sup>70</sup> ジークムント・バウマン『リキッド・モダニティ—液状化する社会』森田典正訳、大月書店、2001年。

<sup>71</sup> 繰り返しになるが、社会システム論のモデルは、社会的存在論の立場からすれば制度的事実ではない。数多くの政治的悲喜劇が、この点をめぐって生じてきた。これについてはPopper(1940)を参照。

[謝辞] 本稿の執筆に際して情報社会学研究所の公文俊平、会津泉の両教授から貴重な示唆を戴いた。  
(2020年12月3日受理)